

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課
移植医療対策推進室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 臓器移植の現状 1 - 1
- (2) 臓器移植体制の見直しについて 1 - 1
- (3) コーディネーターの確保について 1 - 1
- (4) 臓器提供施設連携体制構築事業について 1 - 2
- (5) 広報・普及啓発について 1 - 2

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 広報・普及啓発について 2 - 1
- (2) 骨髄バンクの若年層ドナー登録について 2 - 1
- (3) 骨髄バンクドナーの環境整備の推進について 2 - 1
- (4) 骨髄バンク推進連絡協議会について 2 - 2
- (5) 公的さい帯血バンクへの協力について 2 - 2

1. 臓器移植対策について【資料：1-1～14】

(1) 臓器移植の現状【資料1-1～3】

平成9年の臓器移植法施行から令和7年2月末までの間、脳死下での臓器提供者数は1,169名となっており、令和6年度の脳死下及び心停止後の臓器提供者数（令和7年2月末現在）は、過去最高の134名となっている。一方、欧米や他のアジア諸国と比べ、国内における人口当たりの臓器提供者数は低い水準となっており、都道府県ごとの臓器提供者数の差も大きい。

(2) 臓器移植体制の見直しについて【資料1-4】

1. (1)のような状況を踏まえて、今後の更なる臓器提供者数の増加に対応していくため、第70回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（令和6年12月5日）において、臓器提供施設、臓器あっせん機関、移植実施施設が十分に機能するように、それぞれの課題に対する対応方針が取りまとめられた。

取りまとめられた対応方針を踏まえて、

①臓器提供施設連携体制構築事業の更なる強化

②眼球を除く臓器のあっせんを行う機関の複数化や院内ドナーコーディネーターへの臓器あっせん業務の移行

③移植希望者（レシピエント）が全臓器において移植実施施設を複数登録できる仕組みの整備や移植実施施設ごとの移植実績の見える化

などの取組を進めており、令和6年12月11日付の各都道府県宛て事務連絡でも周知したところ。今後とも、善意の意思による臓器提供が確実に移植につながるよう、移植医療の更なる推進に向けて各都道府県とも連携しながら進めてまいりたいので、ご協力をお願いしたい。

(3) コーディネーターの確保について【資料1-5】

臓器移植の実施体制については公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）より臓器提供施設に派遣されるコーディネーターに加え、各都道府県や医療機関において配置いただいているコーディネーターに大きな役割を担っていただいている一方、多くの都道府県において、都道府県コーディネーターが1人のみの配置となっていることによる業務負担が課題になっていると承知している。県内の医療機関や警察などの関係機関との連携等による業務負担の分散やコーディネーターが交代した際の円滑な業務引継等のためにも、都道府県コーディネーターの複数名配置は非常に重要である。各都道府県におかれては、来年度も都道府県臓器移植コーディネーターに関する地方交付税措置（単位費用）の増額が予定されているため、引き続き複数配置に向けたご協力をお願いしたい。

(4) 臓器提供施設連携体制構築事業について【資料1-6~9】

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙)の第4に基づき、脳死下での臓器提供を行う施設は次のいずれかの施設に限定しており、全国に約900施設ある。(以下「5類型施設」という。)

- ・大学附属病院
- ・日本救急医学会の指導医指定施設
- ・日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- ・救命救急センターとして認定された施設
- ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設

5類型施設の中でも臓器提供者数は大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、施設内の体制が整っていないという状況が存在し、これまでに脳死下臓器提供の経験がある施設は約300施設にとどまっている。

このため、令和元年度から臓器提供施設連携体制構築事業を開始し、臓器提供の経験が豊富な施設(以下「拠点施設」という。)が、臓器提供の経験が少ない施設等(以下「連携施設」という。)に対して、平時から臓器提供に関する教育を実施することや臓器提供事例発生時に人材派遣等の支援を行うことにより、地域における臓器提供体制の構築を図っているところである。拠点施設、連携施設への参加数はいずれも増加傾向にあり、令和5年度の脳死下での臓器提供者数の約半数が本事業に参画している施設からの提供事例となっている。

臓器提供体制を強化するために、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会から、人口の多い地域や拠点施設が無い空白地域に拠点施設を設置し、全国の5類型施設を支援できる体制の構築するよう御意見をいただいたところである。当該御意見も踏まえて、1.(2)でも記載している通り、臓器提供施設連携体制構築事業の更なる強化を進めているところであり、各都道府県におかれても、5類型施設に対する臓器提供施設連携体制構築事業の周知など、ご協力をお願いしたい。

(5) 広報・普及啓発について【資料1-10~13】

厚生労働省においては、移植医療に関して正しい理解をしていただくとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行っている。各都道府県等におかれても、毎年10月の臓器移植普及推進月間の「グリーンリボンキャンペーン」において、全国各地の著名なランドマークや建物をグリーンにライトアップするなど、各種の活動にご尽力いただいているところであり、令和6年度は全都道府県の約259箇所において、グリーンライトアップを実施いただいた。次年度以降も、より多くの箇所でのライトアップの実施により、本取組の認知度が上がるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

また、臓器移植に対する国民の理解と関心を深めるためには、1.(3)で述べた都道府県臓器移植コーディネーターの確保に加え、各都道府県のバンク、移植実施施設などの関係機関や関係団体との連携や協働等により効率的・効果的に普及啓発を行っていた

だくことが重要である。

各都道府県等におかれては、意思表示を促す取組として、運転免許証等の更新時、マイナンバーカードの交付時等の意思表示ツールを取得する場面だけでなく、病院や薬局等の意思表示ツールを使用する場面の他、市区町村役場、公民館、図書館等の公共施設、成人式など行政が主催するイベント等において、JOTが発行している意思表示に関する資料の積極的な配布及び掲示を行っていただいております。各都道府県の取組状況は資料のとおりである。令和6年12月2日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の一部が施行され、同日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなったことから、マイナンバーカードをはじめとした臓器提供意思表示欄に関する周知がより一層重要となっており、より多くの方に臓器移植に対して理解していただくためにも、あらゆる機会を捉えてより積極的な普及啓発をお願いしたい。

また、普及啓発のツールとしては、リーフレット等の紙媒体だけでなく、デジタルサイネージや動画などのデジタルコンテンツも積極的に活用いただきたい。コンテンツのダウンロード等はJOTのHPでも行えるので、アクセスいただきたい。

さらに、JOTでは、都道府県臓器移植コーディネーター及び都道府県担当者を対象とした普及啓発会議を開催しており、その中で普及啓発の好事例を紹介している。是非とも積極的に参加いただき、普及啓発の参考にしていただきたい。

その他、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学生向けのパンフレットを作成し、意思表示が有効となる中学3年生を対象として全国の中学校等へ配布している。これに併せて、JOTにおいては、授業で移植医療を取り上げていただく上で参考となる教員向けセミナーの開催、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただく出前授業等を実施している。特に、小中学校においてはより一層いのちの教育への重要性も高まっており、道徳が教科化されていることもあって、多くの中学校の教科書では、臓器移植を題材とした内容を掲載している。

当該パンフレットは参考として各都道府県等や教育委員会にも送付しているが、関係各所に対して教育現場で活用できる教材やセミナーの開催について情報提供を行うとともに、各都道府県内で出前授業実施の支援や調整ができる体制の整備等をお願いしたい。

2. 造血幹細胞移植対策について【資料：2-1～8】

(1) 広報・普及啓発について【資料2-1～2】

造血幹細胞移植は、骨髄バンクを介した骨髄移植・末梢血幹細胞移植とさい帯血バンクを介した臍帯血移植の3種類がある。造血幹細胞移植対策については、法律において、国民の理解促進をはじめ、施策の策定・実施について自治体の責務となっている。各都道府県等におかれては、毎年10月の骨髄バンク推進月間におけるドナー登録会や語り部による講演など各種の活動にご尽力いただいております。従前の協力に感謝する。次年度以降も本取組により、骨髄バンクドナーの登録促進や造血幹細胞移植医療への理解が深まるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 骨髄バンクの若年層ドナー登録について【資料2-4】

骨髄・末梢血幹細胞移植における主な課題は、善意の骨髄等ドナーの継続的な協力の確保である。各都道府県等にご協力いただいたこともあり、令和5年度末現在で総登録者は約55万人となっている。

一方で、現在のドナー登録者のうち、最も多い年齢層は令和5年3月末時点で50歳とドナー登録者の高齢化が進んでいる状況である。高齢ドナーは健康理由等によりコーディネータリタイアとなる割合が高いことから、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネートへの影響が懸念されている。

造血幹細胞移植における安定したドナーを確保するためには、骨髄等の採取まで繋がりやすい若年層を中心にドナー登録の働きかけを行うことが極めて重要となる。

各都道府県等におかれては、地域の実情に応じて、若年層が集まる教育機関、ショッピングセンター、イベント会場などでのドナー登録会の開催や若年層向けPR活動の積極的な実施をお願いしたい。

また、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用が地方交付税措置されているので、積極的に活用頂くとともに、引き続き、保健所でのドナー登録の実施にご協力いただきたい。

(3) 骨髄バンクドナーの環境整備の推進について【資料2-5】

骨髄バンクのドナー登録者が実際にドナー候補となり骨髄等を提供する際には、検査や幹細胞採取等のために合計10日間程度の通院・入院が必要となる。このため働いている方がドナー候補になるには数日間の休暇を取得しなければならないが、ドナー候補として選ばれても、仕事の都合等を理由にコーディネートを辞退する方が、全体の約3割程度存在している。

現在、日本骨髄バンクがドナー休暇制度について企業への導入支援や企業が集まる場所へのリーフレットの配布、地方自治体の単独事業におけるドナー助成制度の導入を行っていただいているところだが、後述の「骨髄バンク推進連絡協議会」も活用いただき、引き続き、骨髄バンクドナーの環境整備の推進についてご協力いただきたい。

(4) 骨髄バンク推進連絡協議会について【資料2-6】

現在、地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、公益財団法人日本骨髄バンクから各都道府県に対し、「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしており、移植医療対策推進室からも令和2年1月21日付で室長通知を各都道府県等に発出し、協議会設置等の協力を依頼しているところであるが、令和6年7月時点で、協議会を設置している自治体は33道府県となっている。

協議会を設置している自治体においては、関係者の相互理解が図られ、ドナー登録会の円滑な開催を行うことができおり、全体としてドナー登録者数の増加が認められている。

ついでには、協議会の設置の趣旨を踏まえ、協議会を設置していない自治体におかれては、早期に設置いただくとともに、設置済みの自治体におかれては、定期的開催いただくことにより、関係者間の相互理解の増進や連携強化を図り、地域における骨髄バンク事業の更なる推進をお願いしたい。

(5) 公的さい帯血バンクへの協力について【資料2-3、2-7～8】

造血幹細胞移植の1つである臍帯血移植の実施件数は、コーディネート期間を待たずすぐに移植に使えるなどの理由から、平成27年度以降、骨髄・末梢血幹細胞移植の実施件数を上回り、増加傾向にあるが、臍帯血の公開本数（移植に使用できる数）は、近年横ばい傾向にある。また、出生数も減少しているなか、臍帯血の確保が課題であることから、各都道府県等におかれても、公的さい帯血バンク及び公的さい帯血バンクと連携している産科施設（※）の認知度向上、出産を予定しているお母さんに向けた臍帯血提供の協力依頼に御協力をお願いしたい。

※ 公的さい帯血バンクと連携している産科施設は、造血幹細胞移植情報サービス (https://www.bs.jrc.or.jp/bmdc/generalpublic/ml_02_04_saitai.html) を参照